

武蔵野市学習者用コンピュータ通信

第 38 号

発行
武蔵野市教育委員会指導課
令和 6 年 4 月

市ホームページにも、これまでのバックナンバーを含め掲載しております。

「学習者用コンピュータ通信」を検索していただくか、二次元コードでアクセスしてください。



学習者用コンピュータ通信

検索



学習者用コンピュータを活用し、情報活用能力を育成しています

本市では市立小・中学校の子どもたちに一人1台の学習者用コンピュータを貸与し、授業や家庭学習において ICT を活用した取組を推進しています。本市がお子様に貸与している学習者用コンピュータは以下の仕様になっております。

	通常の学級の児童・生徒	特別支援学級の児童・生徒
貸与端末	 Acer Chromebook Spin 511 R752T-G2 重さ 約 1.25kg	 iPad 重さ 約 500g
フィルタリング	<ul style="list-style-type: none"> ● SNS やチャットなどのコミュニケーションに関わるサイト ● アダルト、児童ポルノなど不法な内容に関わるサイト ● 暴力行為などの過激な表現に関わるサイト ● 宝くじスポーツくじなどのギャンブルに関わるサイト など児童・生徒の健全育成に悪影響を与える可能性のあるサイトにフィルタリングを設定しています。	

話し合いや、自分の意見を発表したりすることに活用しています。



ドリルソフトを活用して、自宅でも自分にあったペースで学習に取り組むことができます。

手を挙げて意見を言わなくても、全員の意見を共有することができます。



使用アプリケーション
 ・ Google Workspace ・ SKYMENU
 ・ eライブラリ

【学習者用コンピュータを活用してできるようになったこと】

学校では、学習者用コンピュータを適切かつ効果的に活用し、子どもたちのデジタル・シティズンシップ (ICT を使うことが当たり前の社会に求められる『態度や知識・技能』) を含む、情報活用能力を育成します。

(裏面あり)

ご家庭における学習者用コンピュータの使用について約束を作りましょう

子どもたちが、デジタル・シティズンシップを含む情報活用能力を身に付けるには学校の教育活動での活用だけでなく、家庭での使い方も重要です。「武蔵野市学習者用コンピュータ活用指針」でも保護者の役割として、

- 児童・生徒が学習者用コンピュータの自律した活用をするための、使用に関する約束づくり。

をすることが特に重要であると定めています。東京都教育委員会も「SNS 東京ルール」を踏まえ、「SNS 家庭ルール」を保護者と子どもが話し合って作ることを推奨しています。

家庭における学習者用コンピュータの活用方法については子どもに任せることなく、ご家庭でもお子様と話し、使い方を決め、定期的に振り返ることが重要です。考えられる約束の内容として、

- 使用する目的:「何のために、学習者用コンピュータを使うのか」
- 使用する時間:「どのくらいの時間使うのか(何時から何時まで使うのか)」
- 使用する場所:「どこで使うのか」
- 使用する機能:「どういったアプリケーションを使えばいいのか」
- 結果の共有:「やってみてどういったことができたのか(分かったのか)」
- 端末の保管等:「どこに片づけておくか」「学校でどんなことに使ったか」



「武蔵野市学習者用コンピュータ活用指針」

といったことが挙げられます。

市教育委員会として「学習者用コンピュータの家庭での使用における約束」を作成しました。ご家庭での約束作りの参考にご活用ください。

学習者用コンピュータの家庭での使用における約束

学習者用コンピュータを家で使用する際の約束を、保護者と話し合って作成しましょう。

約束1 家で学習者用コンピュータは、こんなときに使います。

【使う場面】

約束2 家で使う時間は、____ 時 ____ 分 ~ ____ 時 ____ 分までにします。

約束3 家で使う場所は____ で使います。

約束4 家で次のアプリや機能は使いません。

【使わないアプリ・機能】

約束5 家では____ に保管します。

1学期の振り返り 当てはまるものに○を付けましょう。

1 約束をすべて守れた。 2 守れなかった約束がある。 3 すべて守れなかった。

↳守れなかった約束【1・2・3・4・5】

【2学期に向けて内容を変えたり、新たに作ったりした約束】

【保護者より一言】



https://www.city.musashino.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/037/763/yakusoku.pdf